

特定非営利活動法人和の学校 会費規定

本法人は定款第8条にもとづき、会員の令和6年4月1日以降の入会金、年会費について次のように規定する。

(入会金)

第1条 正会員は入会時に下記により1口以上の入会金を支払う。

(1) 個人 1口 10,000円

(2) 団体 1口 50,000円

第2条 賛助会員は入会時に下記により1口以上の入会金を支払う。

(1) 個人 1口 5,000円

(2) 団体 1口 30,000円

(年会費)

第3条 正会員の年会費は下記の通りにする。

(1) 個人 1口 10,000円

(2) 団体 1口 100,000円

第4条 賛助会員、生徒会員の年会費は下記の通りにする。

(1) 個人 1口 5,000円

(2) 団体 1口 50,000円

(3) 生徒会員 1口 1,200円

第5条 年会費は前年度の2月末までに前納するものとする。

第6条 納入された年会費は、返還されない。

(臨時会費)

第7条 臨時に目的の定まった資金が必要なとき、理事長は、理事会の議決を経たのち、臨時会費の任意納入を呼びかけることができる。

(改廃)

第8条 本規定を改廃する場合は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

会費の変更は令和6年度分から適用し、令和6年2月から徴収を開始する。